

条件付契約基準価格制度の改正について

建設工事の品質確保と適正な契約履行のため、平成 21 年 6 月から導入している「伊勢市条件付契約基準価格制度」について、入札における配置技術者の取扱いを変更することに伴い「伊勢市条件付契約基準価格制度実施要領」を改正しました。令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事から適用する改正後の条件付契約基準価格制度は以下のとおりです。

1 条件付契約基準価格

予定価格の 80%の額（千円未満切捨て）

2 契約の条件

入札の結果、条件付契約基準価格未滿で落札者となった者は、通常の場合に加えて、次の条件により契約を締結しなければなりません。（対象となる建設工事には、その旨を入札公告に記載します。）

- (1) 当該工事の施行期間中、主任（監理）技術者及び現場代理人とは別に当該工事の主任技術者となり得る資格を有する専任の担当技術者（以下「担当技術者」という。）1 人を定め、当該工事現場に配置すること。

なお、工期途中での担当技術者の変更は、原則認めません。

（配置される担当技術者は、当該建設業者との間に直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係がある者でなければなりません。）

- (2) 税込予定価格が 2,500 万円以上の工事については、主任（監理）技術者と現場代理人の兼任は認めません。

- (3) 税込予定価格が 500 万円以上の契約保証金の納付が必要な工事については、契約金額の 30%以上の額の契約保証金を納付すること。

【具体的手続き】

- ① 条件付契約基準価格未滿で落札候補者となった者は、事後審査資料として「配置予定技術者届」に担当技術者名及び資格名称等を記載して提出する。（※税込予定価格 2,500 万円以上の工事については、主任技術者・現場代理人・担当技術者は全て別の者を記載すること。）

※配置予定技術者届の添付書類として、他の技術者と同様に担当技術者と同様に担当技術者の資格証等及び雇用を証明する書類を提出すること。市内本店業者及び準市内業者にあつて

は、伊勢市の技術職員等名簿に未登録の技術者を配置する場合のみ、資格証等及び雇用の証明を証明する書類を提出すること。

- ② 契約保証金の納付が必要な工事で、開札の結果、条件付契約基準価格未満で落札候補者となった者は、あらかじめ関係機関等に照会するなど必要な確認を行ったうえで、速やかに契約保証金の納付方法等に関する確認書を市に提出する。
- ③ 市は、落札候補者となった者について、提出された書類に基づき、通常の主任(監理)技術者及び現場代理人に加え担当技術者の配置並びに契約保証金(契約金額の30%以上)の納付の適否について審査する。
- ④ 審査の結果、全て適当と判断された場合、その落札候補者を落札者とする。
- ⑤ 審査の結果、契約の条件のいずれかが不可と判断された場合(担当技術者の配置が不可と判断された場合、配置予定技術者届に担当技術者の記載がない場合、契約保証金(契約金額の30%以上)の納付が困難と判断された場合等)は、その者は落札者とはならず、次順位の者が落札候補者となる。
- ⑥ 落札決定後に契約保証金(契約金額の30%以上)の納付が困難であることが判明した場合は、当該落札者の落札を取り消し、次順位の者を落札候補者として、同様に審査を行い落札者を決定する。

3 落札取消となった場合の措置

契約保証金の納付が困難なことにより落札取消となった者については、落札取消を決定した日の翌日から15日の間に入札公告する建設工事の入札への参加を認めないこととします。

4 条件が満たされていない場合の措置等

- (1) 契約締結後において、上記契約の条件が満たされていない(主任(監理)技術者、現場代理人及び担当技術者が適正に配置されていない。)と判断された場合には、書面により注意します。
- (2) その後においても改善がなされない場合は、「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」に基づいた措置を講じることとします。

☆ 技術者等配置例

① 予定価格 600 万円の工事で、474 万円 (79%) で入札し、落札者となった場合

・・・ 担当技術者は、主任技術者・現場代理人と兼務不可

パターン1

Aさんが主任技術者
Bさんが現場代理人(常駐)
Cさんが担当技術者(専任)

パターン2

Aさんが主任技術者と現場代理人を兼務(常駐)
Bさんが担当技術者(専任)

技術者が2人以上必要

② 予定価格 3,000 万円の工事で、2,370 万円 (79%) で入札し、落札者となった場合

・・・ 予定価格が2,500万円以上なので、
担当技術者、主任技術者、現場代理人の兼務不可

パターン1

Aさんが主任技術者
Bさんが現場代理人(常駐)
Cさんが担当技術者(専任)

必ず技術者が3人必要

③ 予定価格 4,000 万円の土木工事で、3,160 万円 (79%) で入札し、落札者となった場合

・・・ 予定価格が2,500万円以上なので、
担当技術者、主任技術者、現場代理人の兼務不可
※請負金額が2,500万円以上となることから、建設業法の規定により、主任技術者も専任が必要となります。

パターン1

Aさんが主任技術者(専任)
Bさんが現場代理人(常駐)
Cさんが担当技術者(専任)

必ず技術者が3人必要

◇ 上記のいずれの場合も、予定価格が500万円以上なので、契約金額の30%以上の契約保証金の納付が必要となります。

◇ 条件付契約基準価格未満で入札する場合の「配置予定技術者届」記載例は、別紙を参照ください。

☆「専任の担当技術者」とは、

- 工事現場に専任の技術者です。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設現場に係る職務にのみに従事していることを意味します。

※ 専任ですので、他の工事との兼務はできません。

※ 専任ですので、営業所専任技術者を配置することはできません。

- 当該工事の主任技術者になり得る資格を有していなければなりません。

「主任技術者になり得る資格」については、工事ごとに業種、金額 等により異なりますので、「建設工事の配置技術者の取り扱いについて」及び「入札公告」において確認してください。

※ 主任技術者になり得る資格とは、当該業種の国家資格保有者、当該業種で 10 年以上の実務経験を有する者 等です。

※ 入札公告において主任技術者に必要な資格を別途求める場合には、当該資格も有している必要があります。

☆「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」

別表第 1 第 4 号

措置基準	措置期間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか市発注工事等の施行に当たり契約に違反し契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内

伊勢市条件付契約基準価格制度実施要領

1 目的

低価格で落札された建設工事について、落札者に対して契約に必要な条件を付し現場管理体制を強化すること等により、建設工事の品質の確保と適正な契約履行の担保を図ろうとするものである。

2 対象工事

設計金額が130万円を超える建設工事のうち、要件付一般競争入札により落札者を決定するもの。

3 条件付契約基準価格

建設工事ごとに定める条件付契約基準価格（当該工事の契約の条件として以下に定める事項を落札者に求めるときの基準となる価格をいう。以下同じ。）は、予定価格の80%の額（千円未満切捨て）とする。

4 契約の条件

(1) 建設工事ごとに定める条件付契約基準価格未満の価格で契約（以下「条件付契約」という。）をしようとするときには、当該落札者に対して、通常の場合に加えて、次の条件を付して契約を締結するものとする。

① 当該工事において、主任（監理）技術者及び現場代理人とは別に以下の要件を全て満たす「担当技術者」1人を追加して専任で配置すること。

ア. 当該工事の主任技術者となり得る資格を有すること。

イ. 入札日において落札者（落札者が共同企業体の場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれか）との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、三ヶ月以上継続している者をいう。）を有すること。

② 設計金額が2,500万円以上の建設工事にあつては、主任（監理）技術者と現場代理人の兼務は認めない。

③ 契約保証金の納付を要する建設工事にあつては、契約保証金の額を契約金額の10分の3以上とすること。

- (2) 対象工事においては、入札公告に(1)に定める契約の条件を明記するものとする。

5 入札手続き等

- (1) 条件付契約基準価格未満の価格で入札し落札候補となった者は、配置予定技術者届に配置しようとする担当技術者の氏名及び資格名称等を記載しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付を要する工事において、条件付契約基準価格未満の価格で落札候補者となった者は、あらかじめ関係機関等に照会するなど必要な確認等を行ったうえで、速やかに契約保証金の納付方法等に関する確認書を提出しなければならない。

6 落札者の決定

条件付契約基準価格未満で落札候補者となった者については、通常の場合の審査に加え、次のとおり条件付契約に係る審査を行い落札者を決定する。

- (1) 落札候補者から提出された配置予定技術者届及び契約保証金の納付に関する確認書に基づき審査を行い、その結果が適当と判断された場合、その者を落札者とする。
- (2) 審査の結果、契約の条件のいずれかが充足できず不可と判断された場合、その者は落札者となれず、次順位の者を落札候補者とし、同様に審査を行い落札者を決定する。

7 落札の取消

落札決定後において、契約の条件である契約金額の10分の3以上の額の契約保証金の納付が困難であることが判明した場合にあっては、当該落札者の落札を取り消し、その旨を通知することとする。この場合にあっては、次順位の者を落札候補者として、同様に審査を行い落札者を決定するものとする。

8 落札取消の場合の措置

契約保証金の納付が困難なことにより落札取消となった者については、落札取消を決定した日の翌日から15日の間に入札公告する本制度の対象工事の入札への参加を認めないこととする。

9 担当技術者の変更

工期途中での担当技術者の変更は原則認めない。ただし、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由がある場合は、監督員が認めたときに限り例外的に認めることとする。

10 契約解除の場合の措置

条件付契約を締結した工事について、当該請負者の責に帰する事由により契約を解除し違約金を徴収するときの違約金の額は、契約金額の10分の3に相当する額とする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。